

平成三十一年四月二十三日受領
答弁第一三三七号

内閣衆質一九八第一三七号

平成三十一年四月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稻田夕季君提出幼稚園類似施設に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出幼稚園類似施設に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の施設については、その法的な位置付けや地方自治体との関係性等は様々であると考えられることから、網羅的に御指摘の「緊急点検」又は「緊急点検を踏まえた対応」の対象とすることは困難であるものの、政府としては、例えば、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（平成三十年七月二十日付け子家発〇七二〇第三号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（以下「通知」という。）に基づき、「当該市町村に住民票があるが、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子ども」について、市町村において安全確認を行い、支援が必要な児童に対して児童相談所等による支援が適切に行われるよう関係機関との間で情報共有するように依頼する等、様々な機会を捉えて、虐待の早期発見と適切な支援が図られるよう努めているところである。

三について

御指摘の「幼稚園類似施設に就園している児童」については、「福祉サービス等を利用していないなど

関係機関が安全を確認できていない子ども」に該当する場合は、通知の対象となる。

四について

御指摘の「政府として未就園児とみなす」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。